

各関係団体 宛て

国土交通省住宅局建築指導課長

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)」の策定について

平素より建築実務の適正な実施に格別なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

すべての人に使いやすい建築物の整備にあたり、高齢者や障害者等の設計配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示すことにより、利用者を始め、建築主、設計者に適切な設計情報を提供するために「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成 24 年度)が策定されています。このたび、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、特に劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図ることを目的として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)」(以下「追補版」という。)を別添のとおり策定しましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設の設計・計画にあたって、本追補版を有効にご活用いただきますようお願いいたします。また、貴団体の関係者に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、各都道府県に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

(住所) 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(電話) 03-5253-8111 【内線 39-530】

【本追補版の掲載先(国土交通省のホームページ)】

<http://www.mlit.go.jp/common/001097179.pdf>